**大牟田市公共施設包括管理業務に係る基本協定書（案）**

別紙2

　大牟田市（以下「甲」という。）と〇〇会社（以下「乙」という。）は、大牟田市公共施設包括管理業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、実施要領に基づく公募型プロポーザルの結果等を踏まえ、

　大牟田市公共施設包括管理業務（以下「本業務」という。）の契約締結に関す

る優先交渉権者を決定するとともに、契約締結までの甲及び乙の義務その他

必要な事項について定めることを目的とする。

（優先交渉権者の決定等）

第２条　甲は、本業務の優先交渉権者を、乙に決定する。

２　優先交渉権者の地位は、本業務に係る契約を締結するまでの間、保持するも

　のとする。ただし、地位を保持できる期間は、令和５年３月３１日までとする。

（義務等）

第３条　甲及び乙は、本協定締結後、本業務の契約締結及び令和５年４月１日か

　らの業務開始に向け、誠実に協議しなければならない。

２　乙は、実施要領に基づき、甲と詳細協議を行った上で、令和５年３月３１日

　までに本業務に係る契約を締結するものとする。

３　乙は、優先交渉権者の地位について、第三者に譲渡若しくは転貸又は担保権

　の設定をしてはならない。

（準備行為）

第４条　乙は、契約締結前に、自己の費用と責任において、本業務の実施に関し

　必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙に協力す

　るものとする。

（本協定の解除）

第５条　第３条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲及

　び乙は、協議の上、本協定を解除することができる。

（1） 甲の政策変更その他やむを得ない事由により、本業務を実施しないこと

　　としたとき。

（2） 乙が、実施要領に記載する参加要件を満たさないことが判明したとき。

（3） 乙が、本協定締結後の事情の変更等により、プロポーザルで提案した内

　　容を大きく変更する必要が生じ、当該変更内容について甲との協議が整わ

　　ないとき。

（4） その他、乙が、実施要領の記載事項又は本協定の条項に違反するなど、甲

　　が、本協定を継続し難いと合理的な理由に基づき判断したとき。

（契約不調の場合）

第６条　甲乙間で契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本事業の準備に

　当たり既に支出した費用は各自負担するものとする。

（協定期間）

第７条　本協定の期間は、本協定が締結された日を始期とし、契約締結の日を終

　期とする。

２　前項の規定に関わらず、契約締結に至らないことが明らかになったと認め

　られる場合は、甲又は乙が相手方に契約の不調を通知した日をもって、本協

　定の期間は終了するものとする。

（秘密保持）

第８条　甲及び乙は、本業務の契約締結のために知り得た情報は、相手方の事前

　の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本協定の履行の目的以外

　には使用しないこととする。ただし、次の各号に定める場合はこの限りでない。

（1） 本協定締結前に、既に自ら保有していた場合

（2） 公知である場合

（3） 第三者から守秘義務を負うことなく取得した場合

（4） 裁判所から開示が命じられた場合

（5） 甲又は乙が、それぞれの顧問弁護士等に守秘義務を課して開示する場合

２　前項の規定は、本協定の締結の日から５年間効力を有するものとする。

（協議）

第９条　本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協

　定の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとす

　る。

　以上を証するため、本協定書を２通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

　令和〇年〇月〇日

　　　　　　　　　　　　　甲　　大牟田市有明町２丁目3番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大牟田市長　関　好孝

　　　　　　　　　　　　　乙　　〇〇県〇〇市〇町〇番〇号

　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　〇〇　〇〇